

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第83号	さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年6月9日
規則第84号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和2年6月19日
規則第85号	さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和2年6月22日
規則第86号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和2年6月24日
規則第87号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則	産 業 廃 棄 物 指 導 課	令和2年6月25日
規則第88号	さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和2年6月26日
規則第89号	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年6月29日
規則第90号	さいたま市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	介 護 保 険 課	令和2年6月29日

さいたま市規則第 8 3 号

さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の通勤手当に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(返納の事由及び額等)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 5 条第 4 項の規則で定める事由は、通勤手当（1 月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 2 9 条第 1 項の規定により停職にされ、法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 0 3 号）第 2 条第 1 項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 0 4 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条の規定により育児休業をし、又はさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 7 年さいたま市条例第 4 号）第 2 条の規定により配偶者同行休業をした場合 <u>（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第 1 6 条第 2 項において「派遣等となった場合」という。）</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第 1 6 条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(返納の事由及び額等)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 5 条第 4 項の規則で定める事由は、通勤手当（1 月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 2 9 条第 1 項の規定により停職にされ、法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 0 3 号。<u>以下「公益的法人等派遣条例」という。</u>）第 2 条第 1 項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 0 4 号。<u>以下「外国派遣条例」という。</u>）第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第 2 条の規定により育児休業をし、又はさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 7 年さいたま市条例第 4 号。<u>以下「配偶者同行休業条例」という。</u>）第 2 条の規定により配偶者同行休業をした場合 <u>であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第 1 6 条 [略]</p>

<p>2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 [略]</p>
---	---

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

### （適用）

2 この規則による改正後のさいたま市職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

### （支給単位期間に係る経過措置）

3 令和2年3月31日以前にこの規則による改正前のさいたま市職員の通勤手当に関する規則第14条第1項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

## さいたま市規則第84号

### さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 経済局 [略] 農業政策部 [略] 食肉中央卸売市場 (1)～(10) [略] (11) <u>市場運営取引委員会</u> に関すること。  [略]	(分掌事務) 第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 経済局 [略] 農業政策部 [略] 食肉中央卸売市場 (1)～(10) [略] (11) <u>市場運営協議会</u> に関すること。 (12) <u>市場取引委員会</u> に関すること。  [略]

### 附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

さいたま市規則第 8 5 号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特別休暇)</p> <p>第 1 1 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>妊娠中又は出産後 1 年以内の会計年度任用職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 0 条に規定する保健指導又は同法第 1 3 条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠 6 月（1 月は 2 8 日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 1 0 月から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間</u></p> <p>(4) <u>妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特別休暇)</p> <p>第 1 1 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>

<p>(11) [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(9) [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第8号及び第9号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇)</p> <p>第10条の2 条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇は、次に掲げる特別休暇とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第50号) <u>第11条第2項第3号</u>に掲げる場合の特別休暇</p>	<p>(条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇)</p> <p>第10条の2 条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇は、次に掲げる特別休暇とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第50号) <u>第11条第2項第5号</u>に掲げる場合の特別休暇</p>

さいたま市規則第 86 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 20 年さいたま市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(環境負荷低減計画の作成等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 11 条第 2 項前段の規定による環境負荷低減計画の提出は、前項の規定により環境負荷低減計画を作成しなければならない年度の 8 月 31 日までに環境負荷低減計画作成（変更）報告書（様式第 1 号）に添付してしなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(取扱量等の報告)</p> <p>第 58 条 条例第 74 条第 2 項の規定による報告は、毎年度 6 月 30 日までに、特定化学物質取扱量等報告書（様式第 26 号）によってしなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに報告をしなければならない。</u></p>	<p>(環境負荷低減計画の作成等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 11 条第 2 項前段の規定による環境負荷低減計画の提出は、前項の規定により環境負荷低減計画を作成しなければならない年度の 8 月 31 日までに環境負荷低減計画作成（変更）報告書（様式第 1 号）に添付してなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(取扱量等の報告)</p> <p>第 58 条 条例第 74 条第 2 項の規定による報告は、毎年度 6 月 30 日までに、特定化学物質取扱量等報告書（様式第 26 号）によってしなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



さいたま市規則第 87 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成 13 年さいたま市規則第 142 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（一般廃棄物減量計画の作成等）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 12 条の規定による計画の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第 1 号）により毎年 5 月末日までに行わなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（処理計画の提出）</p> <p>第 4 条の 3 条例第 12 条の 2 第 1 項の規定による処理計画の提出は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画（変更計画）書（様式第 1 号の 2）により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書（様式第 1 号の 3）により当該年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。<u>この場合においては、第 4 条第 2 項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（実施の状況の報告）</p> <p>第 4 条の 4 条例第 12 条の 2 第 2 項の規定による報告は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第 1 号の 4）により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第 1 号の 5）により処理計画を提出した年度の翌年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。<u>ただし、災害その</u></p>	<p style="text-align: center;">（一般廃棄物減量計画の作成等）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 12 条の規定による計画の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第 1 号）により毎年 5 月末日までに行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（処理計画の提出）</p> <p>第 4 条の 3 条例第 12 条の 2 第 1 項の規定による処理計画の提出は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画（変更計画）書（様式第 1 号の 2）により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書（様式第 1 号の 3）により当該年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（実施の状況の報告）</p> <p>第 4 条の 4 条例第 12 条の 2 第 2 項の規定による報告は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第 1 号の 4）により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第 1 号の 5）により処理計画を提出した年度の翌年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。</p>

他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに報告をしなければならない。

(報告の徴収)

第24条 [略]

2 [略]

3 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理実績報告書(様式第28号の3)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。

(1)~(3) [略]

4 産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬・処分実績報告書(様式第28号の5)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。

(1)~(8) [略]

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書 [略]
[略]

(第2面)~(第5面) [略]

(第6面)

備考
1 [略]
2 当該年度の6月30日までに提出すること。 <u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに提出すること。</u>
3~8 [略]
[略]

(報告の徴収)

第24条 [略]

2 [略]

3 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理実績報告書(様式第28号の3)を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

4 産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬・処分実績報告書(様式第28号の5)を市長に提出しなければならない。

(1)~(8) [略]

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書 [略]
[略]

(第2面)~(第5面) [略]

(第6面)

備考
1 [略]
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3~8 [略]
[略]

様式第1号の3（第4条の3関係）  
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]
[略]

（第2面）～（第5面） [略]

（第6面）

備考
1 [略]
2 当該年度の6月30日までに提出すること。 <u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに提出すること。</u>
3～8 [略]
[略]

様式第1号の4（第4条の4関係）  
（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

（第2面） [略]

（第3面）

備考
1 翌年度の6月30日までに報告すること。 <u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに報告すること。</u>
2～7 [略]
[略]

様式第1号の5（第4条の4関係）  
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

（第2面） [略]

（第3面）

様式第1号の3（第4条の3関係）  
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]
[略]

（第2面）～（第5面） [略]

（第6面）

備考
1 [略]
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3～8 [略]
[略]

様式第1号の4（第4条の4関係）  
（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

（第2面） [略]

（第3面）

備考
1 翌年度の6月30日までに報告すること。
2～7 [略]
[略]

様式第1号の5（第4条の4関係）  
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

（第2面） [略]

（第3面）

備考

- 1 翌年度の6月30日までに報告すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに報告すること。

2～7 [略]  
[略]

備考

- 1 翌年度の6月30日までに報告すること。

2～7 [略]  
[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 88 号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年さいたま市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																																												
<p>様式第 19 号（第 18 条、第 20 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）※1</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td style="width: 45%; border: 2px solid black;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">[略]</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 20 号（第 18 条、第 20 条関係）</p> <p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">障害者</td> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td style="width: 45%; border: 2px solid black;"></td> <td style="width: 35%; text-align: right;">[略]</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 21 号（第 18 条、第 20 条関係）</p> <p>自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・転入・再認定・所得区分 指定医療機関 変更）※1</p>	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）※1				フリガナ			[略]	受診者氏名				[略]				[略]				[略]				[略]				障害者	フリガナ		[略]	受診者氏名			[略]				[略]				[略]				[略]				<p>様式第 19 号（第 18 条、第 20 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）※1</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 65%; text-align: right;">[略]</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td>男・女</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 20 号（第 18 条、第 20 条関係）</p> <p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">障害者</td> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">[略]</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td>男・女</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 21 号（第 18 条、第 20 条関係）</p> <p>自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・転入・再認定・所得区分 指定医療機関 変更）※1</p>	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）※1				フリガナ		性別	[略]	受診者氏名		男・女		[略]				[略]				[略]				[略]				障害者	フリガナ		性別	[略]	受診者氏名		男・女		[略]					[略]					[略]					[略]				
自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）※1																																																																																																													
フリガナ			[略]																																																																																																										
受診者氏名																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
障害者	フリガナ		[略]																																																																																																										
	受診者氏名																																																																																																												
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 （新規・再認定・変更）※1																																																																																																													
フリガナ		性別	[略]																																																																																																										
受診者氏名		男・女																																																																																																											
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
障害者	フリガナ		性別	[略]																																																																																																									
	受診者氏名		男・女																																																																																																										
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													
[略]																																																																																																													

障害者・児	フリガナ		[略]
	受診者氏名		
	[略]		
[略]			
[略]			
[略]			

様式第21号の2 (第18条関係)  
 自立支援医療(精神通院医療)意見書(診断書)

[略]	年 月 日生 ( 歳)
[略]	

様式第22号 (第19条関係)  
 (表)

自立支援医療受給者証(育成医療)			
[略]			
受診者	[略]		[略]
	[略]		
	[略]		
[略]			

[略]

(裏)

[略]

様式第23号 (第19条関係)

自立支援医療受給者証(育成医療)			
[略]			
受診者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		
[略]			

様式第24号 (第19条関係) (裏)

[略]		[略]
受診者	[略]	
	[略]	
	[略]	
[略]		

備考 [略]

様式第28号 (第21条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育
----------------------

障害者・児	フリガナ		性	男	[略]
	受診者氏名		別	女	
	[略]				
[略]					
[略]					
[略]					

様式第21号の2 (第18条関係)  
 自立支援医療(精神通院医療)意見書(診断書)

[略]	年 月 日生 ( 歳)	男・女
[略]		

様式第22号 (第19条関係)  
 (表)

自立支援医療受給者証(育成医療)				
[略]				
受診者	[略]		性別	[略]
	[略]			
	[略]			
[略]				

[略]

(裏)

[略]

様式第23号 (第19条関係)

自立支援医療受給者証(更生医療)				
[略]				
受診者	[略]		性別	[略]
	[略]		男・女	[略]
	[略]			
[略]				

様式第24号 (第19条関係) (裏)

[略]		[略]
受診者	[略]	
	[略]	
	[略]	
[略]		

備考 [略]

様式第28号 (第21条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育
----------------------

成医療)			
受 診 者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第29号 (第21条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (更生医療)			
受 診 者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第30号 (第21条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (精神通院)			
受 診 者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第31号 (第22条関係)

自立支援医療 (育成医療) 受給者証再交付申請書

受 診 者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第32号 (第22条関係)

自立支援医療 (更生医療) 受給者証再交付申請書

受 診 者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		
[略]			

様式第33号 (第22条関係)

自立支援医療 (精神医療) 受給者証再交付申請書

受 診 者	[略]		[略]
	[略]		[略]
	[略]		

成医療)			
受 診 者	[略]		性別 [略]
	[略]		男・女 [略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第29号 (第21条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (更生医療)			
受 診 者	[略]		性別 [略]
	[略]		男・女 [略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第30号 (第21条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (精神通院)			
受 診 者	[略]		性別 [略]
	[略]		男・女 [略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第31号 (第22条関係)

自立支援医療 (育成医療) 受給者証再交付申請書

受 診 者	[略]		性別 [略]
	[略]		男・女 [略]
	[略]		
[略]			

[略]

様式第32号 (第22条関係)

自立支援医療 (更生医療) 受給者証再交付申請書

受 診 者	[略]		性別 [略]
	[略]		男・女 [略]
	[略]		
[略]			

様式第33号 (第22条関係)

自立支援医療 (精神医療) 受給者証再交付申請書

受 診 者	[略]		性別 [略]
	[略]		男・女 [略]
	[略]		

[略]

[略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第19号から第23号まで、第24号(裏)及び第28号から第33号までの規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。



さいたま市規則第 8 9 号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																
<p style="text-align: center;">(手当の額等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する手当のうち、日額をもって支給する手当(防疫等業務手当を除く。)については、<u>従事した時間が 3 時間(用地交渉等業務手当にあっては、2 時間)に満たない日については、</u>手当を支給しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。 <u>(条例附則第 4 項の規則で定める額)</u></p> <p>2 <u>条例附則第 4 項の規則で定める額は、3, 0 0 0 円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準じる業務で市長が定めるものに従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円)とする。</u></p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">種類</th> <th style="width: 30%;">業務内容</th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 5%;">基準</th> <th style="width: 5%;">支給額</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防疫等業務</td> <td>感染症の患者又はその疑いのある者の救護業務</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	[略]						防疫等業務	感染症の患者又はその疑いのある者の救護業務	[略]			[略]		[略]					<p style="text-align: center;">(手当の額等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する手当のうち、日額をもって支給する手当については、<u>従事した時間が 3 時間(別に定めるものを除く。)</u>に満たない日については、手当を支給しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">種類</th> <th style="width: 30%;">業務内容</th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 5%;">基準</th> <th style="width: 5%;">支給額</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防疫等業務</td> <td>感染症の患者又はその疑いのある患者の救護業務</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	[略]						防疫等業務	感染症の患者又はその疑いのある患者の救護業務	[略]			[略]		[略]				
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考																																												
[略]																																																	
防疫等業務	感染症の患者又はその疑いのある者の救護業務	[略]			[略]																																												
	[略]																																																
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考																																												
[略]																																																	
防疫等業務	感染症の患者又はその疑いのある患者の救護業務	[略]			[略]																																												
	[略]																																																

手 当	感染症等の病原 体に汚染された 検体又はその疑 いのある検体の 試験、検査等の 業務	保健科学課 、 <u>生活科学</u> <u>課及び病院</u> <u>の中央検査</u> <u>科の職員</u>	[略]
	[略]		
	[略]		
備考	[略]		

手 当	感染症等の病原 体に汚染された 検体又はその疑 いのある検体の 試験、検査等の 業務	保健科学課 <u>及び生活科</u> <u>学課の職員</u>	[略]
	[略]		
	[略]		
備考	[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

さいたま市規則第90号

さいたま市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市老人福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第126号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出等）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 法第16条第3項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、<u>養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所定員減少（増加）認可申請書（様式第28号）</u>により市長の認可を受けなければならない。</p> <p>（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止の認可申請）</p> <p>第25条 法第16条第3項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、又は休止しようとするときは、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム廃止（休止）認可申請書（様式第29号）により市長の認可を受けなければならない。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 扶養義務者費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額</p>	<p>（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出等）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、<u>養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所定員減少（増加）届（様式第28号）</u>により市長の認可を受けなければならない。</p> <p>（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止の認可申請）</p> <p>第25条 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し又は休止しようとするときは、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム廃止（休止）認可申請書（様式第29号）により市長の認可を受けなければならない。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 扶養義務者費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額</p>

を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

3～6 [略]

様式第19号（第16条関係）

老人居宅生活支援事業開始届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1・2 [略]

3 [略]

4 主な職員の氏名

5 [略]

6 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

7 [略]

8 その他（添付書類）

・ 届出者の登記事項証明書又は条例

様式第20号（第17条関係）

老人居宅生活支援事業変更届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1 事業所の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第21号（第18条関係）

を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

3～6 [略]

様式第19号（第16条関係）

老人居宅生活支援事業開始届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1・2 [略]

3 条例、定款その他基本約款

4 [略]

5 主な職員の氏名及び経歴

6 [略]

7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

8 [略]

9 その他

(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

様式第20号（第17条関係）

老人居宅生活支援事業変更届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

様式第21号（第18条関係）

老人居宅生活支援事業廃止（休止）届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1 事業所の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

様式第22号（第19条関係）

老人デイサービスセンター等設置届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1～3 [略]

4 [略]

5 施設の長の氏名

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 その他（添付書類）

- ・ 届出者の登記事項証明書

様式第23号（第20条関係）

老人デイサービスセンター等変更届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1 施設の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第24号（第21条関係）

老人デイサービスセンター等廃止（休止）届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1 施設の名称及び所在地

2 [略]

老人居宅生活支援事業廃止（休止）届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第22号（第19条関係）

老人デイサービスセンター等設置届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1～3 [略]

4 施設の運営の方針（管理規程等）

5 [略]

6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 その他

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

- (2) 定款その他基本約款

様式第23号（第20条関係）

老人デイサービスセンター等変更届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

様式第24号（第21条関係）

老人デイサービスセンター等廃止（休止）届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1 [略]

- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

様式第25号(第22条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置認可申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 [略]
- 2 施設の所在地
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
  
- 4 老人福祉法施行規則第2条第1項第3号又は第4号に掲げる事項
- 5・6 [略]
- 7 その他(添付書類)
  - (1) 建物の平面図及び立面図
  - (2) 設備の配置図
  - (3) 申請者の登記事項証明書

様式第26号(第23条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム事業開始届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

養護老人ホーム・特別養護老人ホームの認可を受けましたが、次のとおり事業を開始しましたので、管理規程等関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 [略]
- 3 [略]

様式第27号(第24条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム変更届

- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

様式第25号(第22条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置認可申請書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

老人ホームの設置について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 [略]
- 2 施設の所在地及び地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
  - (1) 建物(規模及び構造)
  - (2) 設備
  - (3) 土地(敷地の面積及び借地などの有無)
- 4 老人福祉法施行規則第2条第1項第4号又は第5号に掲げる事項
- 5・6 [略]
- 7 その他
  - (1) 3の詳細を記載した土地、建物の平面図、建物の立体図、立面図、設備の配置図
  - (2) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
  - (3) 事業計画及び予算書(社会福祉法人にあっては、さらに次の書類を添付すること。)
  - (4) 資産の状況書
  - (5) 定款その他の基本約款

様式第26号(第23条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム事業開始届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

老人ホームの認可を受けましたが、次のとおり事業を開始しましたので、管理規程等関係書類を添えて届け出ます。

- 1 [略]
- 2 [略]

様式第27号(第24条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム変更届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

養護老人ホーム・特別養護老人ホームについて、次のおり変更しますので、届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第28号(第24条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所定員減少(増加)認可申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

養護老人ホーム・特別養護老人ホームの入所定員の減少(増加)の認可を受けたいので、次のおり申請します。

1 施設の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 入所定員を減少(増加)しようとする年月日

様式第29号(第25号関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム廃止(休止)認可申請書

[略]

養護老人ホーム・特別養護老人ホームの廃止(休止)について許可を受けたいので、次のおり申請します。

1～10 [略]

様式第31号(第27条関係)

有料老人ホーム設置届書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

1～4 [略]

5 建物の規模及び構造並びに設備の概要

6 [略]

7 入居定員及び居室数

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

老人ホームとして届け出た(施設名)について、次のおり変更しますので、届け出ます。

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

様式第28号(第24条関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所定員減少(増加)届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

老人ホームとして認可を受けた(施設名)の入所定員の減少(増加)の認可を受けたいので、次のおり届け出ます。

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 入所定員を増加しようとする年月日

様式第29号(第25号関係)

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム廃止(休止)認可申請書

[略]

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止(休止)について許可を受けたいので、次のおり申請します。

1～10 [略]

様式第31号(第27条関係)

有料老人ホーム設置届書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

1～4 [略]

5 建物の規模及び構造並びに設備の概要

(1) 建物(規模及び構造)

(2) 設備

(3) 土地(敷地の面積及び借地などの有無)

6 [略]

7 入所定員及び居室数

8 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、  
利用料その他の入居者の費用負担の額

9 [略]

10 その他（添付書類）

(1) 建物の平面図及び立面図

(2) 設備の配置図

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 市場調査等による入居者の見込みを記載した  
書類

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 入居契約書及び重要事項説明書

(11) 8の前払金について保全措置を講じたことを  
証する書類

(12) 老人福祉法施行規則第20条の5第9号及び  
第10号に規定する内容

(13) [略]

様式第32号（第27条関係）

有料老人ホーム変更届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

有料老人ホームについて、次のとおり変更した  
ので、届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

様式第33号（第27条関係）

有料老人ホーム廃止（休止）届

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

有料老人ホームについて、次のとおり廃止（休  
止）しますので、届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 [略]

3 [略]

8 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担  
の額

9 [略]

10 その他（添付書類）

(1) 5の詳細を記載した土地、建物の平面図、建  
物の立面図、設備の配置図

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 市場調査等による入所者の見込みを記載した  
書類

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 入居契約書

(10) [略]

様式第32号（第27条関係）

有料老人ホーム変更届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

有料老人ホームとして届け出た（施設名）につ  
いて、次のとおり変更したので、届け出ます。

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第33号（第27条関係）

有料老人ホーム廃止（休止）届

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

有料老人ホームとして届け出た（施設名）につ  
いて、次のとおり廃止（休止）しますので、届け  
出ます。

1 [略]

2 [略]



4 [略]  
5 [略]  
6 [略]

3 [略]  
4 [略]  
5 [略]

## 附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表の改正は、公布の日から施行する。